

者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照
ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別
添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

◇ 評価結果の通知：2026 年 7 月 27 日（月）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価
結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	人身取引分野の調査及び評価・分析
対象国及び類似地域	カンボジア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

メコン地域各国を結ぶ交通の要衝に位置するカンボジアでは、経済・情報のグローバル化に伴う人の移動の活発化を背景に、人身取引が深刻な社会課題となっている。特に、経済的困難から海外に出稼ぎに向かう移住労働者の増加に伴い、国外就労の過程で人身取引被害に巻き込まれるケースが後を絶たない。被害者の多くはタイ、マレーシア、ベトナム、インドネシアなど近隣諸国への出稼ぎ労働者であるが、近年では中東地域への移動も増加している。これらの労働者は、借金の負担を強いられた上で漁業、農業、建設業、製造業、家庭内労働等に從事させられ、パスポートの没収や身体拘束など深刻な人権侵害を受ける場合が多い。

こうした被害には、男女による差異もみられる。男性は海外での就労機会を求めて比較的主体的に斡旋業者を利用する傾向があり、その結果としてタイの漁業やマレーシアの工場労働等に從事させられ、強制労働に至るケースが多い。一方、女性はマレーシアでの家事労働や中国への移動が多く、近年では中国における強制結婚という形態の人身取引が増加している。国内において女性の安定した収入機会や教育機会が限られていることから、「より良い生活」を求めて女性自身が国際結婚を選択せざるを得ない状況もあるが、その多くは違法な仲介業者を通じて行われ、実際には家庭内での強制労働や拘束、さらには性的搾取といった深刻な被害につながっている。近年では若年女性を対象に縫製業等の就労を装って勧誘し、海外で代理出産を強要する事例も報告されている。

さらに、カンボジア国内における人身取引も深刻である。国境地域のカジノにおける搾取や建設業における強制労働のほか、マッサージ店、カラオケバー、ビアガーデン等が女性や少女の性的搾取を仲介する場となっている。特に近年深刻化しているのが、国内のコールセンターを拠点とした強制労働である。これは外国人を対象としたオンライン詐欺に從事させるものであり、詐欺組織に拘束された被害者が強制的に労働させられるという新たな人身取引の形態である。

コロナ禍以降、失業者がこうした被害に巻き込まれるケースが増加しており、被害者はタイに加え、インドネシア、ベトナム、パキスタン、インド、バングラデシュ、日本など多国籍に広がっている。

このような状況を踏まえ、カンボジア政府は、「国際組織犯罪防止条約人身取引議定書（パレルモ議定書）」や「メコン地域における人身取引対策協力に関する覚書」などの国際・地域枠組みに批准するとともに、国内法制度の整備を進め、人身取引および女性や少女の性的搾取の防止と撤廃に向けた取り組みを強化してきている。

2024年には「反人身取引5カ年戦略計画（National Strategic Plan on Combating Trafficking in Persons 2024-2028）」を策定し、①法制度・政策および関係機関間の協力体制の強化、②予防の推進、③刑事司法・法執行体制の強化、④被害者の保護および支援の強化、という4つの重点取り組み分野を掲げた。さらに、2025年に策定された第7期開発5カ年戦略計画（The National Strategic Development Plan）においても、包摂的成長および社会保護の強化を重要課題とし、人身取引を含む脆弱層の保護に向けた取組を一層強化する方針が示されている。現在までに、国内には人身取引対策に関連する関係機関間の調整および計画の実施推進を担う「人身取引対策国家委員会（National Committee for Counter Trafficking: NCCT）」が設置されるとともに、プノンペン特別市及び全24州には地方レベルの対策委員会（Provincia Committee for Counter trafficking）も整備されてきている。

しかしながら、これらの政策・制度は必ずしも十分に機能しているとは言えない。省庁間の実質的な調整や連携が不十分であり、被害者の保護や社会復帰支援はNGOに大きく依存しているのが実態である。こうした状況の中、2022年の米 국무省「人身取引報告書」においてカンボジアは最も低いTier 3に分類されるなど、人身取引対策の実効性が課題となっている。

これらの課題を踏まえ、JICAは2023年3月より、人身取引対策の中核を担う社会問題・退役軍人・青少年厚生省（Ministry of Social Affairs, Veterans and Youth Rehabilitation: MoSVY）をカウンターパートとして、被害者の保護および自立・社会復帰の促進に向けた技術協力プロジェクトを開始した。本案件では、被害者を主体的な権利保持者と捉える「サバイバー中心主義」及び女性の人権の尊重を基本理念としつつ、1）被害者認定手続きの改善を通じて、多様化する被害者が適切な保護につながる仕組みの整備を支援するとともに、2）地域

にて被害者の保護および自立・社会復帰の促進に直接関わるフロントラインオフィサーの対応能力の強化に取り組んできた。また、3) 地域における被害当事者への支援の質の確保に向けた省の監査能力の強化や、被害の実態や支援サービスの実施状況に関するデータ収集・管理体制の整備も進めてきた。

一方で、これまでの成果は主に中央レベルにおける基礎的枠組みの構築にとどまり、現場での実効的な運用や定着、機関間連携の強化が依然として課題となっている。実際、被害者支援サービスの多くはNGOが担っており、政府主導による持続可能な支援体制の構築が求められている。このためフェーズ2では、これまで整備された被害者認定ガイドラインの実効的運用を促進するとともに、MoSVY および関係機関間の連携強化を図りつつ、地域レベルにおいて被害者の保護から社会復帰までを包括的に支える統合的支援モデルの構築を進め、人身取引対策のさらなる実効性向上を目指す。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務（2026年8月中旬～2026年8月下旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題を確認し、とりまとめる。なお、連携の可能性のある企業を含む民間セクター及びNGOの現地での活動も確認し、とりまとめる。
- ② フェーズ1の案件成果及び残された課題について分析し、整理し、地域レベルにおいて被害者の保護から社会復帰までを包括的に支える統合的支援モデルの構築を進めるための次期フェーズでの取り組むべき項目を取りまとめる。
- ③ 現地調査で収集すべき情報を整理し、現地で確認する項目を実施機

関・アクター別に質問票及び確認事項として取りまとめる（政策、制度、サービス設計、利用実態、課題等）。

- ④ パイロット活動候補地（トボンクモン州、シェムリアップ州、バットアンバン州の予定）の課題、実施体制、取り組み事項について取りまとめる。
- ⑤ JICA団員等と協議のうえ、担当分野の観点からPDM（案）、PO（案）及び現地協議用資料の作成に協力する。
- ⑥ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務（2026年8月下旬～2026年9月中旬）

- ① JICAカンボジア事務所及び調査団と調査計画等に関する打合せに参加する。
- ② カンボジア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ・ 反人身取引5カ年戦略計画（National Strategic Plan on Combating Trafficking in Persons 2024-2028）¹
 - ・ 第7期開発5カ年戦略計画（The National Strategic Development Plan）²
 - ・ Directive On Reintegration and Follow-Up of Victims of Human Trafficking and Sexual Abuse staying in the Government Centers, Non-Government Organizations And Communities
 - ・ 改訂被害者認定ガイドライン
 - ウ) 関連各組織
 - ・ MoSVY、州社会問題・退役軍人・青少年更生局

¹ NCCTウェブサイト [ncct-action-plan-2024-2028-en.pdf](#)

² Open Development Cambodiaウェブサイト [The National Development Strategic Plan of the Royal Government, 7th term of the state council - Laws OD Mekong Datahub](#)

(Department of Social Affairs, veterans and Youth Rehabilitation: DoSVY)、NCCT、人身取引対策州委員会 (Provincial Committee for Counter Trafficking: PCCT)、女性省等

- (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
- (b) 人員体制
- (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
- (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

エ) パイロットプロジェクト候補地（トボンクモン州、シェムリアップ州、バタンバン州の予定）において実施機関から聞き取りを行い、課題・人身取引被害者への対応状況、取り組み体制をとりまとめる。そのうえで、パイロットプロジェクト候補地の選定基準・選定案、想定される活動・成果案を取りまとめ提案する。

オ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（IOM、UN Women、NGO等）の活動動向、連携の可能性

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D: Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M: Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス³を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAカンボジア事務所等に報告する。

（3）整理業務（2026年9月中旬）

- ① 収集資料の整理・分析（収集資料リスト作成、論点整理）
- ② 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作

³ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

成し、その取りまとめに協力する。

- ③ 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ⑤ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。特にプロジェクト目標、成果、活動の各項目設定背景・理由、各指標の背景・根拠等については担当として詳細に取りまとめる。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１） 業務完了報告書

2026年9月18日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2026年8月23日～9月12日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 人身取引/ジェンダー (JICA)

ウ) 協力企画 (JICA)

エ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICAカンボジア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳傭上：英語⇄クメール語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA ガバナンス・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室から配付しますので、gpgge@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・第1期事業進捗報告書

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求め

ている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上